

**令和8年度 新潟県雪国型 ZEH 宣伝支援事業補助金
公募要領**

1 目的

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、県内地域において、本県の特性に応じてネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）よりも高い性能を有する雪国型 ZEH の普及を加速させるため、雪国型 ZEH ビルダー・プランナーや広告事業者等が実施する雪国型 ZEH の宣伝に係る費用に対して、予算の範囲内において補助します。

本事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号）及び雪国型 ZEH 普及促進事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところに従います。

2 補助金の交付対象者

補助対象事業を実施する者であって、次のいずれかに該当する者とします。

- ア 住宅の設計又は施工を行う者にあつては、雪国型 ZEH ビルダー・プランナー登録制度に登録している者
- イ 住宅の設計又は施工を行う者以外の者にあつては、県内に事業所を置く法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者又は県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体であつて、次の（ア）～（キ）のいずれにも該当しない者
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - （エ）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （オ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （キ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 補助対象

県内において雪国型 ZEH を宣伝するためのものであつて、次のいずれかに該当するものとします。

- ア 雪国型 ZEH の広報に係るもの（各種広告媒体による広報、セミナー・イベントの開催、チラシの作成）
- イ 気密性能が未測定住宅を雪国型 ZEH として宣伝するための気密性能試験
- ウ その他、補助対象として適当と知事が認めるもの

4 補助対象経費、補助率及び補助上限額

区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
広報費	補助対象事業を行うために直接必要な以下の費用 広告制作委託費・配信委託費・掲載費、イベント・セミナー等開催費・出展費、チラシ等制作委託費・配布委託費、ホームページ等制作委託費・更新委託費、看板等制作委託費、動画制作委託費、放映委託費	補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て)	500 千円
気密性能試験費	測定委託費		

※申請は補助対象者ごとに1回を限度とします

5 交付申請書の提出

(1) 提出書類

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・補助対象経費に係る見積書の写し（補助対象ごとの内訳が分かるもの）
- ・補助対象が広報の場合にあっては、補助対象事業の概要がわかるもの（制作物のラフデザイン、宣伝の方法がわかる資料等）

(2) 提出期限

令和8年4月17日（金）～ 令和9年2月10日（水）

(3) 提出方法

電子メール又は郵送（書留郵便に限る）

※ 可能な限り電子メールでの提出をお願いします。

※ 直接持参した場合は受付できません。

※ 電子メールでの受付は令和9年2月10日（水）の17時00分まで、郵送の場合は令和9年2月10日（水）当日必着。

(4) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県環境局環境政策課 カーボンゼロ推進室

電話 : 025-280-5472

E-mail : yukigunigata-zeh@pref.niigata.lg.jp

6 交付決定について

- 申請受付順に内容を審査し、交付基準を満たすものを順次交付決定します。
- 申請が予定件数に達した場合は、申請受付期間中であっても受付を終了します。
- 交付決定を受ける前に補助対象事業に着手していた場合は、補助金を交付することができません。

7 その他留意事項

- 補助対象が3アの広報に係るものについては、必ず雪国型 ZEH ロゴマーク及びキャッチフレーズを容易に視認できるように表示してください。交付決定後速やかにロゴマーク使用申請書を提出してください。

【雪国型 ZEH ロゴマーク、キャッチフレーズの一例】

〈タテ型〉



〈ヨコ型〉



【ロゴマーク使用申請 様式ダウンロード】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoseisaku/0660650.html>

- 補助対象が3アの広報に係るものについては、県が作成した動画を積極的に活用してください。

【動画 URL】※ダウンロードする場合は個別に相談してください。

- ・ロングバージョン〈3分15秒〉

<https://www.youtube.com/watch?v=DCyLgGZ4dfQ>

- ・ショートバージョン〈15秒〉

<https://www.youtube.com/watch?v=LQHfugjAdVE>



- 補助対象が 3 アの広報に係るものについては、媒体全体の概ね 3 割程度以上を断熱性能、気密性能、太陽光発電設備の全部またはいずれかにかかる内容としてください。詳細は個別に相談してください。
- 雪国型 ZEH の広報以外にも使用できる物品、自社の人件費は補助対象経費になりません。
- 補助対象事業は原則、令和 9 年 2 月 28 日(日)までに完了することとし、補助事業が完了した日から起算して 20 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 1 日(月)のいずれか早い時期までに実績報告書の提出が必要です。
- 本事業で行った宣伝等について、県が作成する広報媒体やホームページ等で紹介させていただく場合があります。